

### \*\*\*県外接種・接種料金払い戻しのご案内\*\*\*

● 依頼書なしに接種された予防接種は、健康被害救済制度や接種料金の払い戻しには応じられません。

#### 【事前に確認しておくこと】

- (1) どの医療機関で受けるか  医療機関名および医療機関所在地  
(希望する予防接種を実施しているか、県外からの受け入れはしてもらえるか、併せて接種料金等も確認しておくといいでしょう。)
- (2) 接種内容  ワクチン名および接種回数

#### 手順① 四国中央市へ予防接種依頼書申請

『予防接種依頼書交付申請書』を提出してください。

- 1. 提出方法 窓口・郵送・FAX・メール  
※FAXまたはメールでの申請は、申請書送信の際、お電話にてご連絡ください。
- 2. 本人確認 本人確認書類をご提示ください。

こどもの予防接種		高齢者の予防接種	
保護者本人の確認	免許証・マイナンバーカード・保険証等	接種を受ける本人の確認	免許証・マイナンバーカード 保険証・後期高齢者医療被保険者証等
●16歳以上の場合は接種を受ける本人の申請でも構いません。接種を受ける本人の確認書類をご提示ください。			
●代理人(保護者以外)が申請される場合は、代理人の本人確認も必要です。詳しくはご相談ください。			

#### 手順② 予防接種依頼書の発行

『予防接種依頼書交付申請書』をご提出の後、医療機関長様宛『予防接種依頼書』を発行します。窓口または郵送でお渡しますので、医療機関へ必ずご提出ください。

#### 手順③ 接種(接種は原則要予約です)

##### 【接種に行く際に持っていくもの】

- ① 『予防接種依頼書』
  - ② 予防接種予診票・接種券(四国中央市版)
  - ③ 母子健康手帳(子どもの予防接種のとき)
  - ④ 接種料金(医療機関によって異なります。あらかじめ確認しておきましょう。)
- ※ 接種料金は全額お支払いください。後日、払い戻し手続き(手順④)を行ってください。

#### 手順④ 償還払い(払い戻し)の申請

※ 接種日の属する月から6か月以内(例:6月接種の場合、払戻請求期限は11月30日)

※ご注意 接種を受けた日の属する月から6か月以内に手続きしなければ払い戻しできません!!

##### 【払い戻し手続きに必要なもの】

こどもの予防接種		高齢者の予防接種	
<input type="checkbox"/> ①母子健康手帳(予防接種済証)		<input type="checkbox"/> ①予防接種済証(当該予防接種の接種日やLotNoがわかるもの)	
<input type="checkbox"/> ②領収書(原本)・明細書(原本)		<input type="checkbox"/> ②領収書(原本)・明細書(原本)	
<input type="checkbox"/> ③振込通帳の写し(申請者(保護者)の名義であること)		<input type="checkbox"/> ③振込通帳の写し(申請者名義であること)	
<input type="checkbox"/> ④印鑑(シャチハタ以外)		<input type="checkbox"/> ④印鑑(シャチハタ以外)	
<input type="checkbox"/> ⑤『予防接種費用助成金交付申請書』		<input type="checkbox"/> ⑤『予防接種費用助成金交付申請書』	
<input type="checkbox"/> ⑥『予防接種費用助成金交付請求書』		<input type="checkbox"/> ⑥『予防接種費用助成金交付請求書』	

四国中央市役所 医療対策課 感染症対策係 電話0896-28-6209 FAX0896-28-6213

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4-6-55 メール iryoutaisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp